

1. 水道法(抜粋)

(昭和三十二年六月十五日)

(法律第百七十七号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第二条の二 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たつては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

2 国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。

(用語の定義)

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受け

て水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
 - 一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
 - 二 その水道施設の一日最大給水量(一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの
- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗^ふ素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施設基準)

第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾^ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

第一章の二 省略

第二章 水道事業

第一節 事業の認可等

(平八法一〇七・節名追加)

(事業の認可及び経営主体)

第六条 水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域を含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

第二節 業務

(平八法一〇七・節名追加)

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

(給水義務)

第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約

の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第十六条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

第十六条の二 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第十七条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意

を得なければならない。

- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第十八条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

- 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水質検査)

第二十条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者に委託して行うときは、この限りでない。

第二十一、二条 省略

(給水の緊急停止)

第二十三条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

第二十四条 省略

(情報提供)

第二十四条の二 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

第二十四条の三、第二十五条 省略

第三節 指定給水装置工事事業者

(平八一〇七・追加)

(指定の申請)

第二十五条の二 第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(給水装置工事主任技術者)

第二十五条の四 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲

げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
(給水装置工事主任技術者免状)

第二十五条の五 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

- 2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
 - 二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(給水装置工事主任技術者試験)

第二十五条の六 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

- 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して三年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。
(変更の届出等)

第二十五条の七 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第二十五条の八 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第二十五条の九 水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第二十五条の十 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事業業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 第二十五条の三第一項各号に適合しなくなつたとき。

二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十五条の八に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。

五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十五条の十二から第三十四条 省略

第四章の二 簡易専用水道

(昭五二法七三・追加)

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならない。

第三十五条 省略

第五章 監督

(改善の指示等)

第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を發したにもかかわらずなお繼續して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を繼續させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を繼續させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

第三十八条 省略

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条 厚生労働大臣は、水道(水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、水道(水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。)の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十条から第四十五条の二 省略

(手数料)

第四十五条の三 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第四十六条 省略

第四十七条 削除

(平一一法八七)

(管轄都道府県知事)

第四十八条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、第三十九条(立入検査に関する部分に限る。)及び第四十条に定めるものを除き、水道事業、専用水道及び簡易専用水道について当該事業又は水道により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合及び水道用水供給事業について当該事業から用水の供給を受ける水道事業により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、政令で定めるところにより関係都道府県知事が行う。

(保健所を設置する市又は特別区に関する読替え等)

第四十八条の二 保健所を設置する市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項の規定により読み替えて準用される第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長を都道府県知事と、保健所を設置する市又は特別区を都道府県とみなす。

(不服申立て)

第四十八条の三 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又は不行為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

第四十九条から第五十二条 省略

第七章 罰則

第五十三条 次の各号のいずれかに該当するものは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項前段の規定に違反した者

二 第十一条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第十五条第一項の規定に違反した者

四 第十五条第二項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

反して水を供給しなかった者

五 第十九条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 第二十四条の三第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、業務を委託した者

七 第二十四条の三第三項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

八 第三十条第一項の規定に違反した者

九 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

十 第四十条第一項及び第三項の規定による命令に違反した者

第五十三条の二、三 省略

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により認可に附せられた条件に違反した者

二 第十三条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者

三 第二十条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第二十一条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

五 第二十二条(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 第二十九条第一項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により認可に附せられた条件に違反した者

七 三十二条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者

八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の水道事業者であって、第七条第四項第七号の規定により事業計画書に記載した供給条件(第十四条第六項の規定による認可であったときは、変更後の供給条件、第三十八条第二項の規定による変更があったときは、変更後の供給条件)によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの

二 第十条第三項、第十一条第二項(第三十一条において準用する場合を含む。)、第二十四条の三第二項(第三十一条及び第三十四条第一項において

準用する場合を含む。)又は第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十五条の二 省略

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十三条、第五十四条又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 正当な理由がないのに第二十五条の五第三項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかった者は、十万円以下の過料に処する。

付則抄 省略

2. 水道法施行規則(抜粋)

(昭和三十二年十二月十四日)

(厚生省令第四十五号)

第一条から第十二条 省略

第十二条の二 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第三号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 給水区域

ロ 料金、給水装置工事の費用等の徴収方法

ハ 給水装置工事の施行方法

ニ 給水装置の検査及び水質検査の方法

ホ 給水の原則及び給水を制限し、又は停止する場合の手續

二 水道の需要者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 給水契約の申込みの手續

ロ 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置

ハ 水道メーターの設置場所の提供及び保管責任

ニ 水道メーターの賃貸料等の特別の費用負担を課する場合にあつては、その事項及び金額

ホ 給水装置の設置又は変更の手續

ヘ 給水装置の構造及び材質が法第十六条の規定により定める基準に適合していない場合の措置

ト 給水装置の検査を拒んだ場合の措置

チ 給水装置の管理責任

リ 水の不正使用の禁止及び違反した場合の措置

(平一一厚令一〇〇・追加、平一四厚労令四二・旧第十二条の三繰上・一部改正)

第十二条の三 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第四号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。

二 料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定され

たものであること。

(平一一厚令一〇〇・追加、平一四厚労令四二・旧第十二条の四繰上・一部改正)

第十二条の四 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第五号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

二 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

(平一四厚労令四二・追加)

第十二条の五 省略

(給水装置の軽微な変更)

第十三条 法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

(平九厚令五九・追加、平一二厚令一二七・一部改正)

第十四条から第十七条 省略

(情報提供)

第十七条の二 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期的に、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の計画及び結果その他水道により供給される水の安全に関する事項

二 水道事業の実施体制に関する事項(法第二十四条の三第一項の規定による委託の内容を含む。)

三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項

四 水道料金その他需要者の負担に関する事項

- 五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- 六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項
- 七 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果
- 八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項
(平一四厚労令四二・追加)

第十七条の三、四 省略

第二節 指定給水装置工事事業者

(平八厚令六九・節名追加)

(指定の申請)

第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 二 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

(平九厚令五九・追加)

第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては、役員の氏名
- 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所(第二十一条第三項において単に「事業所」という。)において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号

三 事業の範囲

(平九厚令五九・追加、平一二厚令一二七・一部改正)

(厚生労働省令で定める機械器具)

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

(平九厚令五九・追加、平一二厚令一二七・一部改正)

(給水装置工事主任技術者の選任)

第二十一条 指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

(平九厚令五九・追加)

第二十二条 法第二十五条の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

(平九厚令五九・追加)

(給水装置工事主任技術者の職務)

第二十三条 法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡

(平九厚令五九・追加、平一二厚令一二七・一部改正)

(免状の交付申請)

第二十四条 法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面)
- 二 第三十三条の規定により交付する合格証書の写し

(平八厚令六九・追加、平九厚令五九・旧第十七条線下・一部改正、平一〇厚令三四・平一二厚令一二七・一部改正)

(免状の様式)

第二十五条 法第二十五条の五第一項の規定により交付する免状の様式は、様式第五による。

(平八厚令六九・追加、平九厚令五九・旧第十八条繰下・一部改正)

(免状の書換え交付申請)

第二十六条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面)を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第六による。

(平八厚令六九・追加、平九厚令五九・旧第十九条繰下・一部改正、平一二厚令一二七・一部改正)

(免状の再交付申請)

第二十七条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第七による。

3 免状を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

(平八厚令六九・追加、平九厚令五九・旧第二十条繰下・一部改正、平一二厚令一二七・一部改正)

(免状の返納)

第二十八条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

(平八厚令六九・追加、平九厚令五九・旧第二十一条繰下、平一二厚令一二七・一部改正)

第二十九条から第三十三条 省略

(変更の届出)

第三十四条 法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法人にあつては、役員の氏名
- 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を

受けた免状の交付番号

2 第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書

二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

(平九厚令五九・追加、平一二厚令一二七・一部改正)

(廃止等の届出)

第三十五条 法第二十五条の七の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から十日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(平九厚令五九・追加)

(事業の運営の基準)

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五 次に掲げる行為を行わないこと。

イ 令第五条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用す

ること。

六 施行した給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

イ 施主の氏名又は名称

ロ 施行の場所

ハ 施行完了年月日

ニ 給水装置工事主任技術者の氏名

ホ 竣工図

ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

(平九厚令五九・追加、平一二厚令一二七・平一四厚労令四二・一部改正)

第三十七条から第五十四条 省略

第四章 簡易専用水道

(昭五三厚令二三・追加)

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(昭五三厚令二三・追加、平四厚令七〇・一部改正、平八厚令六九・旧第二十三条繰下、平九厚令五九・旧第四十五条繰下、平一二厚令一二七・平一四厚労令四二・一部改正)

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(昭五三厚令二三・追加、平八厚令六九・旧第二十四条繰下、平九厚令五九・旧第四十六条繰下、平一二厚令一二七・一部改正)

第五十七条、付則抄 省略

3. 水道法施行令(抜粋)

水道施行令[昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号]

最終改正:平成 16 年 3 月 19 日政令第 46 号

第一条 省略

(簡易専用水道の適用除外の基準)

水道法施行令第2条 法第 3 条第 7 項ただし書きに規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

(昭和 53 年政令 123 号追加、昭和 60 年政令 293 号一部改正)

第3、4条 省略

(給水装置の構造及び材質の基準)

第5条 法第 16 条[給水装置の構造及び材質]の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
 - 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 4 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 5 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 6 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 7 水槽、プール、流しその他水をいれ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を通用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

(平成 9 年政令 36 号・平成 12 年政令 309 号一部改正)

第6条から第14条 省略

(管轄都道府県知事)

第15条 法第48条に規定する関係都道府県知事は、次の各号に掲げる事業又は水道について、それぞれ当該各号に定める区域をその区域に含むすべての都道府県の知事とする。この場合において、当該都道府県知事は、共同して同条に規定する事務を行うものとする。

- 1 水道事業 当該事業の給水区域
- 2 水道用水供給事業 当該事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域
- 3 専用水道 当該水道により居住に必要な水の供給が行われる区域
- 4 簡易専用水道 当該水道により水の供給が行われる区域

付則抄 省略

4. 水質基準に関する省令

[平成 15 年 5 月 30 日厚生省令第 101 号]
[改正平成 23 年 1 月 28 日厚生省令第 11 号]

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロホルム	0.06mg/L以下	味	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	色度	5度以下
臭素酸	0.01mg/L以下	濁度	2度以下

5. 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

(平成9年3月19日厚生省令第14号)

(最終改正平成24年9月6日厚生労働省令第123号)

水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条第2項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

(耐圧に関する基準)

第1条 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置(次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ. 当該加圧装置を内蔵するものであること。
 - ロ. 減圧弁が設置されているものであること。
 - ハ. ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
 - ニ. 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
- 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。)については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ. 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
 - ロ. 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
- 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キ

ロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
- 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出時に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験(以下「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料(金属以外のものに限る。)をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第3条 水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講

じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 1 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方 150 ミリメートル以上の位置)に設置されていること。

イ. 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験(以下「負圧破壊性能試験」という。)により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを越えないこと。

ロ. 逆止弁(減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具(八において「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ. 逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
1 減圧弁	1.5メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力

2 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具(3及び4に規定するものを除く。)	3 キロパスカル及び 1.5 メガパスカル	3 キロパスカル
3 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付ふろがま(4に規定するものを除く。)	1.5 メガパスカル	50 キロパスカル
4 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付ふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5 メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は 50 キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ．バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が 75 ミリメートルを越えないこと。

ホ．負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の 2 分の 1 を越えないこと。

ヘ．水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引きこまないこと。

2 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ．呼び径が 25 ミリメートル以下のものにあつては、別表第 2 の上欄に掲げる区分に応じ同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。

ロ．呼び径が 25 ミリメートルを越えるものにあつては、別表第 3 の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第 2 号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第6条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。)にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び前条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。

ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第7条 弁類(前条本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び第5条第1項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則 (平成12年10月20日厚生省令第127号)抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成14年10月29日厚生労働省令第138号)

- 1 この省令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材料の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成16年1月26日厚生労働省令第6号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十七年三月三十一日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物(全有機炭素(TOC)の量)の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、同項の中欄中「〇・五mg/l」とあるのは「一・〇mg/l」と、同項の下欄中「五mg/l」とあるのは「一〇mg/l」とする。

第三条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「〇・〇〇〇五mg/l」とあるのは「〇・〇〇五mg/l」とする。

第四条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成 21 年 3 月 6 日厚生労働省令第 27 号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成 22 年 2 月 17 日厚生労働省令第 18 号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(次条において「新給水装置省令」という。)別表第一カドミウム及びその化合物の項の適用については、同項中欄中「〇・〇〇〇三mg/l」とあるのは、「〇・〇〇一mg/l」とする。

附 則 (平成 23 年 1 月 28 日厚生労働省令第 11 号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成 24 年 9 月 6 日厚生労働省令第 123 号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第二号イ及び別表第二の改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

別表第一

事 項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、〇・〇〇〇三mg/l以下であること。	カドミウムの量に関して、〇・〇〇三mg/l以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、〇・〇〇〇〇五mg/l以下であること。	水銀の量に関して、〇・〇〇〇五mg/l以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。	セレンの量に関して、〇・〇一mg/l以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。	鉛の量に関して、〇・〇一mg/l以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。	ヒ素の量に関して、〇・〇一mg/l以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇〇五mg/l以下であること。	六価クロムの量に関して、〇・〇五mg/l以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。	シアンの量に関して、〇・〇一mg/l以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一・〇mg/l以下であること。	一〇mg/l以下であること。

フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.08mg/l 以下であること。	フッ素の量に関して、 0.08mg/l 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 0.1mg/l 以下であること。	ホウ素の量に関して、 0.01mg/l 以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/l 以下であること。	0.002mg/l 以下であること。
一・四 ジオキサン	0.005mg/l 以下であること。	0.05mg/l 以下であること。
一・二 ジクロロエタン	0.0004mg/l 以下であること。	0.004mg/l 以下であること。
シス 一・二 ジクロロエチレン及びトランス 一・二 ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下であること。	0.04mg/l 以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/l 以下であること。	0.02mg/l 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/l 以下であること。	0.01mg/l 以下であること。
トリクロロエチレン	0.001mg/l 以下であること。	0.01mg/l 以下であること。
ベンゼン	0.001mg/l 以下であること。	0.01mg/l 以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/l 以下であること。	0.08mg/l 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 0.1mg/l 以下であること。	亜鉛の量に関して、 0.01mg/l 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.02mg/l 以下であること。	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/l 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.03mg/l 以下であること。	鉄の量に関して、 0.3mg/l 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、 0.1mg/l 以下であること。	銅の量に関して、 0.01mg/l 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 20mg/l 以下であること。	ナトリウムの量に関して、 200mg/l 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.005mg/l 以下であること。	マンガンの量に関して、 0.05mg/l 以下であること。
塩化物イオン	20mg/l 以下であること。	200mg/l 以下であること。
蒸発残留物	50mg/l 以下であること。	500mg/l 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下であること。	0.2mg/l 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/l 以下であること。	0.02mg/l 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.0005mg/l 以下であること。	フェノールの量に換算して、 0.005mg/l 以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg/l 以下であること。	3mg/l 以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭	異常でないこと。	異常でないこと。
色	0.5 度以下であること。	5度以下であること。
濁	0.2 度以下であること。	2度以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/l 以下であること。	0.01mg/l 以下であること。
アミン類	トリエチレントラミンとして、 0.01mg/l 以下であること。	トリエチレントラミンとして、 0.01mg/l 以下であること。

二・四 トルエンジアミン	〇・〇〇二mg / l以下であること。	〇・〇〇二mg / l以下であること。
二・六 トルエンジアミン	〇・〇〇一mg / l以下であること。	〇・〇〇一mg / l以下であること。
酢酸ビニル	〇・〇一mg / l以下であること。	〇・〇一mg / l以下であること。
スチレン	〇・〇〇二mg / l以下であること。	〇・〇〇二mg / l以下であること。
一・二 ブタジエン	〇・〇〇一mg / l以下であること。	〇・〇〇一mg / l以下であること。
一・三 ブタジエン	〇・〇〇一mg / l以下であること。	〇・〇〇一mg / l以下であること。
備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「〇・〇〇一mg / l」とあるのは「〇・〇〇七mg / l」と、亜鉛及びその化合物の項中「〇・一mg / l」とあるのは「〇・九七mg / l」と、銅及びその化合物の項中「〇・一mg / l」とあるのは「〇・九八mg / l」とする。		

別表第二

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の中心までの垂直距離
13 mm以下のもの	25 mm以上	25 mm以上
13 mmを超え 20 mm以下のもの	40 mm以上	40 mm以上
20 mmを超え 25 mm以下のもの	50 mm以上	50 mm以上
備考 1. 浴槽に給水する給水装置(水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具(この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。)を除く。)にあっては、この表下欄中「25 mm」とあり、又は「40 mm」とあるのは、「50 mm」とする。 2. プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)にあっては、この表下欄中「25 mm」とあり、「40 mm」とあり、又は「50 mm」とあるのは、「200 mm」とする。		

別表第三

区 分		越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合		(1.7 × d + 5) mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が一面の場合	壁からの離れが(3 × D) mm以下のもの
		壁からの離れが(3 × D) mmを超え(5 × D) mm以下のもの
		壁からの離れが(5 × D) mmを超えるもの
		(3 × d) mm以上
		(2 × d + 5) mm以上
		(1.7 × d + 5) mm以上

	近接壁が二面の場合	壁からの離れが $(4 \times D)$ mm以下のもの	$(3.5 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(4 \times D)$ mmを超え $(6 \times D)$ mm以下のもの	$(3 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(6 \times D)$ mmを超え $(7 \times D)$ mm以下のもの	$(2 \times d + 5)$ mm以上
		壁からの離れが $(7 \times D)$ mmを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ mm以上
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> D: 吐水口の内径(単位 mm) d: 有効開口の内径(単位 mm) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50 mm未満の場合にあっては、当該距離は 50 mm以上とする。 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200 mm未満の場合にあっては、当該距離が 200 mm以上とする。 			

6. 小田原市水道給水条例(抜粋)

平成2年12月25日

条例第24号

改正 平成4年12月25日条例第63号 平成6年7月4日条例第16号
平成9年3月31日条例第13号 平成9年12月24日条例第42号
平成11年12月28日条例第41号 平成14年6月28日条例第23号
平成14年12月25日条例第39号 平成16年12月24日条例第31号
平成19年3月29日条例第13号 平成21年9月17日条例第31号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、小田原市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年小田原市条例第58号)による水道事業における水道料金(以下「料金」という。)、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(給水栓の種類)

第3条 給水装置のうち給水栓の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通計量栓 1戸又は1世帯で家事の用に供するもの
- (2) 特別計量栓 事業又は特殊の用に供するもの
- (3) 共用栓 2戸以上又は2世帯以上で使用するもの
- (4) 消火栓 消火用として使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第13条に規定する軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)を除く。)をしようとする者は、あらかじめ水道事業管理者(片浦地区簡易水道事業にあっては市長。以下「事業管理者」という。)に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みの際、事業管理者は、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水装置工事の施行)

第5条 給水装置工事(軽微な変更を除く。)は、事業管理者又は事業管理者が法

第16条の2第1項の規定により指定した業者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行するものとする。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事(軽微な変更を除く。)を施行しようとするときは、あらかじめ設計について事業管理者の審査を受けるとともに、工事完了後直ちに事業管理者の検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 事業管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止し、及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、指定給水装置工事事業者に対し、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具についてその構造及び材質を指定し、及び配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に係る工法その他工事上の条件を指示することができる。

(給水装置工事の費用負担)

第7条 第4条第1項の規定による申込みをした者(以下「工事申込者」という。)は、給水装置工事に要した費用(以下「工事費」という。)を負担するものとする。

(工事費の予納)

第8条 工事申込者は、事業管理者が給水装置工事を施行する場合は、事業管理者が算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、官公署等の申込みに係る工事を施行する場合において、事業管理者がやむを得ないと認めるときは、当該工事の完成後に納入することができる。

- 2 前項の概算額は、工事完成後精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額が10円に満たない場合は、これを還付し、又は追徴しないことができる。
- 3 第1項の概算額を通知した日から起算して15日以内に納入しないときは、第4条第1項の規定による申込みを取り消したものとみなす。

(給水装置の変更等の工事)

第9条 事業管理者は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置の位置等に変更を加える必要があると認めるときは、給水装置の所有者の同意を得ずに必要な変更を行うことができる。この場合において、これに要する費用は、当該変更を生じさせた者の負担とする。

第2章の2 貯水槽水道

(貯水槽水道の設置等)

第 10 条 配水管の口径等に比べて著しく多量の水を一時に使用する箇所その他事業管理者が必要があると認めた箇所には、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)を設置するものとする。

2 貯水槽水道の設置者は、事業管理者が管理に関し必要があると認め、当該貯水槽水道に係る設計図書の提出を求めたときは、これを提出するものとする。

(貯水槽水道に関する事業管理者の責務)

第 10 条の 2 事業管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

3 事業管理者は、貯水槽水道の利用者から当該貯水槽水道の給水栓に係る水質の検査の請求があったときは、当該検査を行い、その結果を当該検査の請求者に通知する。この場合において、当該検査に特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第 10 条の 3 貯水槽水道の設置者に係る当該貯水槽水道の管理基準及び管理状況の検査については、法第 34 条の 2 又は小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成 7 年神奈川県条例第 7 号)の定めるところによる。

第 3 章 給水

(給水の原則)

第 11 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情がある場合及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することができない。

2 事業管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

3 給水の制限又は停止により生じた損害については、事業管理者は、その責めを負わないものとする。

(代理人の選定)

第 12 条 給水装置の所有者は、市内に居住しないとき又は事業管理者が必要と

認めるときは、この条例に定めるところにより当該所有者が行うべき事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定しなければならない。

(総代理人の選定)

第 13 条 共用栓を使用する者は、当該共用栓の所有者又は使用者のうちから選定した総代理人(以下「総代理人」という。)を、事業管理者に届け出なければならない。

2 事業管理者は、届出を受けた総代理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(給水装置の管理等)

第 14 条 給水装置の使用者(以下「使用者」という。)又は給水装置の所有者(以下「所有者」という。)は、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、これに異状があるときは、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

2 公道部分に布設した給水管の管理は、事業管理者が行うものとする。

(使用水量の計量)

第 15 条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、事業管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(メーターの貸与等)

第 16 条 メーターは、市が使用者、総代理人又は所有者に貸与し、事業管理者が設置する。

2 メーターの貸与を受けた者が、第 14 条第 1 項の規定による管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又はき損したときは、速やかに事業管理者に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(届出)

第 17 条 使用者、総代理人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止するとき。

(2) 給水装置の用途を変更するとき。

(3) 消防演習に給水装置を使用するとき。

(4) 工事その他により臨時に給水装置を使用するとき。

第 18 条 使用者、総代理人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事業管理者に届け出なければならない。

(1) 使用者、総代理人又は所有者に変更があったとき。

(2) 消火活動のために給水装置を使用したとき。

(3) 共用栓の使用戸数等に異動があったとき。

(給水装置の機能又は水質の検査)

第 18 条の 2 事業管理者は、給水装置の使用人又は所有者から給水装置の機能又は水質の検査の請求があったときは、当該検査を行い、その結果を当該検査の請求者に通知する。この場合において、当該検査に特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

第 19 条から第 26 条 省略

(水道利用加入金の徴収)

第 27 条 事業管理者は、給水装置工事のうち新設工事又は改造工事(メーター(子メーター(貯水槽水道に設けられたメーターをいう。以下同じ。))を含む。)の口径を増すものに限る。以下この条において同じ。)の承認の際、当該工事の申込者から次の各号に定める工事の区分に応じ、当該各号に定める額を水道利用加入金として徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めるときは、別に納期を指定して徴収することができる。

(1) 新設工事 メーター(子メーターを含む。)の口径に応じ、1個につき次の表に掲げる金額により計算して得た額(子メーターを設置する場合にあっては、当該子メーターの口径に応じて計算して得た額とメーターの口径に応ずる額のいずれが多い額)に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、改造工事を併せて行うときは、新設工事に係る額が次号の規定により計算して得た額に満たないときは、同号の規定により計算して得た額とする。

メーターの口径	金額
20 ミリメートル以下	120,000 円(工事の申込みの日の 3 年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する個人が自己の居住の用に供する住宅又は地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅で、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるもの にあっては、70,000 円)
25 ミリメートル	180,000 円
40 ミリメートル	900,000 円

50 ミリメートル	1,300,000 円
75 ミリメートル	3,300,000 円
100 ミリメートル	5,500,000 円
150 ミリメートル	11,000,000 円
200 ミリメートル以上	16,000,000 円

- (2) 改造工事 前号の表の区分に応じ、改造工事後のメーター(子メーターを含む。以下この号において同じ。)の口径に対応する額から改造工事前のメーターの口径に対応する額を控除した額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。
- 2 既に徴収した水道利用加入金は、還付しない。ただし、事業管理者が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第 28 条 手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000 円
- (2) 指定給水装置工事事業者証再交付手数料 1件につき 2,500 円
- (3) 給水装置工事に係る設計審査手数料 次の表に定める額

区分		金額(1件につき)
新設工事		19,000 円
改造工事(水道メーターの口径を変更する場合に限る。)		19,000 円
増設工事(排水設備工事を含む。)		12,000 円。ただし、軽微な増設工事及び排水設備工事にあつては 2,000 円
分譲管工事	口径 40 ミリメートル以下	12,000 円
	口径 50 ミリメートル	20,000 円
	口径 75 ミリメートル以上	30,000 円
貯水槽 (全容量)	5 立方メートルを超え 20 立方メートル以下	20,000 円
	20 立方メートルを超えるもの	30,000 円

子メーター	10 個以下	13,000 円
	11 個以上 50 個以下	25,000 円
	51 個以上	37,000 円

備考

- 1 新設工事を行い、貯水槽及び子メーターを設置する場合には、新設工事の項及び子メーターの項に規定する金額並びに貯水槽の項に規定する金額の2分の1に相当する金額の合計額とする。
- 2 新設工事を行い、貯水槽を設置する場合は、新設工事の項及び貯水槽の項に規定する金額の合計額とする。
- 3 分譲管工事の場合は、分譲管工事の項及び新設工事の項に規定する金額の合計額とする。
- 4 貯水槽改造のみの場合は、貯水槽の項及び増設工事の項に規定する金額の合計額とする。
- 5 子メーターのみの増設工事の場合は、子メーターの項に規定する金額のみとする。

(4) 証明手数料 1件につき 300 円

- 2 前項第1号、第2号及び第4号の手数料は、事業者証又は証明書の交付の際に徴収する。
- 3 第1項第3号の手数料は、給水装置工事の承認の際に徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めるときは、別に納期を指定して徴収することができる。
- 4 次項に定めるものを除き、既納の手数料は、還付しない。
- 5 第1項第3号の手数料については、次のいずれかに該当するときは、当該手数料の全部又は一部を還付し、又は追徴することができる。
 - (1) 給水装置工事の承認後、設計変更に伴い、第1項第3号の規定により算出する設計審査手数料の額に変更があったとき。
 - (2) 事業管理者が給水装置工事の完了前に当該給水装置工事の承認の申込みの取下げを認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、事業管理者が特に必要と認めたとき。

(料金等の減免)

第 29 条 事業管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例の定めるところにより納付しなければならない料金、水道利用加入金、手数料

その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(債権の放棄)

第 29 条の2 事業管理者は、水道料金に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第 30 条 事業管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者又は所有者に対し、適当な措置を指示することができる。

(禁止行為)

第 31 条 使用者は、事業管理者の許可を受けずに、供給を受ける水を他人に分与し、又は販売してはならない。

(給水装置の切離し)

第 32 条 事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 所有者の所在が 90 日以上不明で、かつ、使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来にわたって使用の見込みがないと認めるとき。

(給水契約の申込みの拒否及び給水の停止)

第 33 条 事業管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する基準に適合していないと認めるときは、給水契約の申込みを拒み、又は当該基準に適合させるまでの間給水を停止することができる。

2 事業管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

- (1) 工事費、料金又は水道利用加入金を指定期間内に納付しないとき。
- (2) 水道水を汚染するおそれのある器物又は施設と給水装置とを連絡して使用し、警告を発しても、なおこれを改めないとき。
- (3) 給水装置が事業管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないとき(当該給水装置に係る給水装置工事が軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることが確認されたときを除く。)
- (4) 次条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。

(過料等)

第 34 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、5 万円以下の過料を科

する。

- (1) 第4条の承認を受けないで給水装置工事(軽微な変更を除く。)を行ったとき。
 - (2) 第14条第1項の規定による管理義務を著しく怠ったとき。
 - (3) 正当な理由なく、第16条第1項のメーターの設置、第21条のメーターの検針、第30条の検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げたとき。
- 2 事業管理者は、前項各号のいずれかに該当する場合において損害があったときは、これを賠償させることができる。

(料金を免れた者に対する過料)

第35条 市長は、詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第36条、附則 省略

7. 小田原市水道給水条例施行規程(抜粋)

平成3年4月1日
水道局管理規程第4号

改正 平成4年10月21日水管規程第6号 平成5年3月31日水管規程第4号
平成5年12月24日水管規程第7号 平成7年3月31日水管規程第3号
平成9年3月31日水管規程第1号 平成10年3月30日水管規程第2号
平成12年3月31日水管規程第2号 平成14年3月29日水管規程第1号
平成15年4月1日水管規程第1号 平成15年12月1日水管規程第5号
平成17年3月31日水管規程第1号 平成18年3月28日水管規程第1号
平成19年10月1日水管規程第5号平成21年12月18日水管規程第1号

小田原市水道給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市水道給水条例(平成2年小田原市条例第24号。以下「条例」という。)第36条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規程における用語の意義は、条例の例による。

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第4条第1項の規定による申込みは、給水装置工事施行承認願(様式第1号)によるものとする。

(給水装置工事の変更等)

第3条 条例第4条第1項の規定により承認を受けた工事の変更又は取消しをしようとするときは、給水装置工事変更・取消届(様式第2号)により、事業管理者に届け出なければならない。

第4条 削除

(工事の基準)

第5条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を施行する場合において、給水管を水洗便器に連結するときは、逆止弁を設け、汚水の逆流を完全に防止しなければならない。

(給水装置の位置)

第6条 給水装置の位置は、工事申込者が選定するものとする。

- 2 事業管理者は、給水装置の位置を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

一部改正〔平成10年水管規程2号・15年1号〕

(工事費の算出方法)

第7条 工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、事業管理者が給水装置工事を施行する場合には、第9号に規定する費用は、徴収しない。

- (1) 調査費
- (2) 設計費
- (3) 材料費
- (4) 労力費
- (5) 運搬費
- (6) 路面復旧費
- (7) 保安施設費
- (8) 掘削占用申請料
- (9) 設計審査手数料
- (10) 諸経費

- 2 前項に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、当該費用を加算する。

- 3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出について必要な事項は、別に定める。

(貯水槽水道の水質検査における特別の費用)

第8条 条例第10条の2第3項に規定する特別の費用は、次に掲げる項目以外の検査に要するものとする。

- (1) 貯水槽水道の給水栓における水の色
 - (2) 貯水槽水道の給水栓における濁り
 - (3) 貯水槽水道の給水栓における臭い
 - (4) 貯水槽水道の給水栓における味
 - (5) 貯水槽水道の給水栓における残留塩素の有無
- 追加〔平成15年水管規程1号〕

(支障物件設置等の禁止)

第9条 使用者は、給水装置の設置場所に、点検等の支障になるおそれのある物件をたい積し、又は工作物を設けてはならない。

(代理人選定届)

第10条 所有者は、条例第12条の規定により代理人を選定したときは、代理人選定届(様式第4号)により事業管理者に届け出なければならない。

(総代人選定届)

第11条 条例第13条に規定する届出は、総代人選定届(様式第5号)によるものとする。

第12条 削除

(メーターの設置)

第13条 メーターは、給水管と同じ口径のものを用いて、次に定める場所で、かつ、給水栓以下の高さの場所に、水平に設置しなければならない。

- (1) メーターの点検等が容易に行える場所であること。
- (2) 乾燥し、かつ、汚水が流入するおそれがない場所であること。
- (3) メーターが損傷するおそれがない場所であること。

(メーターの管理)

第14条 条例第16条第2項に規定する届出は、水道メーター等紛失届(様式第7号)によるものとする。

(標識)

第15条 使用者は、事業管理者が交付する標識(様式第8号)を門戸に掲げなければならない。

(給水装置の使用開始等)

第16条 条例第17条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 給水装置の使用の開始 給水装置使用開始届(様式第9号)
- (2) 給水装置の使用の再開始 給水装置使用再開始届(様式第10号)
- (3) 給水装置の使用の中止又は廃止 給水装置使用中止・廃止届(様式第11号)
- (4) 給水装置の種別又は用途の変更 給水装置種別・用途変更届(様式第12号)
- (5) 消防演習のための給水装置の使用 消火栓給水装置使用届(様式第13号)

(使用者の変更等)

第17条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 使用者の変更 給水装置使用者名義等変更届(様式第 14 号)
- (2) 総代理人の変更 総代人変更届(様式第 15 号)
- (3) 所有者の変更 給水装置所有者名義・住所変更届(様式第 16 号)
- (4) 消火活動のための給水装置の使用 消火栓給水装置使用届
- (5) 共用栓給水装置の使用戸数等の異動 共用栓給水装置使用戸数等異動届(様式第 17 号)

(給水装置の水質検査における特別の費用)

第 17 条の2 条例第 18 条の2に規定する特別の費用は、次に掲げる項目以外の検査に要するものとする。

- (1) 水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に定める 50 項目
- (2) 給水栓における残留塩素の有無

(料金の算定)

第 18 条 条例第 20 条に規定する料金の算定のために定める月は、第 1 号に掲げる地区においては1月、3月、5月、7月、9月及び 11 月の、第 2 号に掲げる地区においては2月、4月、6月、8月、10 月及び 12 月のそれぞれ事業管理者が定める料金算定の基準日(以下「定例日」という。)の属する月及びその前月の2月とする。

- (1) 栄町一丁目 栄町二丁目 栄町三丁目 栄町四丁目 中町一丁目 中町二丁目 中町三丁目 浜町一丁目 浜町二丁目 浜町三丁目 浜町四丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 城内 南町一丁目 南町二丁目 南町三丁目 南町四丁目 寿町一丁目 寿町二丁目 寿町三丁目 寿町四丁目 寿町五丁目 東町一丁目 東町二丁目 東町三丁目 東町四丁目 東町五丁目 城山一丁目 城山二丁目 城山三丁目 城山四丁目 扇町一丁目 扇町二丁目 扇町三丁目 扇町四丁目 扇町五丁目 扇町六丁目 緑 十字 荻窪 谷津 池上板橋 南板橋 風祭 入生田 水之尾 早川 早川一丁目 早川二丁目 早川三丁目 石橋米神 根府川 江之浦
- (2) 井細田 多古正寺 中曽根 飯田岡 堀之内 柳新田 小台 新屋 府川 北ノ窪 清水新田 穴部 穴部新田 久野 下堀 中里 矢作 鴨宮 上新田 中新田 下新田 南鴨宮一丁目 南鴨宮二丁目 南鴨宮三丁目 曾比 栢山 飯泉 成田 桑原 別堀 高田 千代 永塚 東大友 西大友 延清 曾我原 曾我谷津 曾我別所 曾我岸 曾我光海 国府津一丁目 国府津二丁目 国府津三丁目 国府津四丁目の一部 国府津五丁目の一部 国府津 田島 酒匂一丁目 酒匂二丁目 酒匂三丁目 酒匂四丁目 酒匂五丁目 酒匂六丁目 酒匂七丁目 西酒匂一丁目 西酒匂二丁目 西酒匂三丁目 酒匂 小八幡一丁目 小八幡

二丁目 小八幡三丁目 小八幡四丁目 小八幡 上曾我 下大井 鬼柳 曾我
大沢 前川の一部

第 19 条から第 22 条 省略

(住民票の写し等の提出)

第 23 条 事業管理者は、条例第 27 条第 1 項の規定により水道利用加入金の額の適用区分を決定するため必要があると認めるときは、条例第 4 条第 1 項の規定による申込みの日の 3 年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する者に対し、その者の住民票の写し(住民票の写しを提出できない場合にあっては、事業管理者が必要と認める書類)の提出を求めるものとする。

一部改正(平成 10 年水管規程 2 号)

(加入金の還付)

第 24 条 条例第 27 条第 2 項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、水道利用加入金を還付する。

- (1) 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の申請の取消しがあったときは、既に徴収した額の全額を還付する。
- (2) 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の内容の変更(変更後の加入金の額が既に徴収した加入金の額より小さい場合に限る。)があったときは、既に徴収した加入金の額から変更後の加入金の額を減額して得た額を還付する。
- (3) 給水装置工事完成後 90 日以内に当該給水装置を撤去したときは、既に徴収した額の全額を還付する。

第 25、26 条、附則 省略

8. 小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

昭和 47 年 6 月 1 日

水管規程第 2 号

改正 昭和 60 年 4 月 1 日水管規程第 4 号 平成 15 年 4 月 1 日水管規程第 2 号

平成 16 年 4 月 1 日水管規程第 3 号

小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小田原市の水道を給水する貯水槽水道において、水道メーターが設けられた場合における使用水量の計量(以下「計量」という。)及び水道料金の算定(以下「料金算定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「子メーター」とは、貯水槽水道において設けられた水道メーターをいう。

(計量及び料金算定の特例)

第 3 条 小田原市水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、貯水槽水道の所有者又は使用者の代表者(以下「所有者等」という。)が、管理者が貸与する子メーターを指定の位置に所有者等の負担で設置し、維持管理する場合には、子メーターによる計量を行い、当該メーターの用途に応じた料金算定をすることができる。

(申請の手続)

第 4 条 所有者等は、前条の規定により子メーターによる計量及び料金算定(以下「子メーターによる計量等」という。)を希望する場合は、子メーターによる計量等申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 居住者名簿(様式第 2 号)
- (2) 誓約書(様式第 3 号)
- (3) 設計図書

(決定通知)

第 5 条 管理者は、前条の申請があつた場合は、子メーターによる計量等について必要な調査を行い、その適否を決定し申請者に通知するものとする。

(子メーターによる計量等の条件)

第6条 管理者は、子メーターによる計量等を決定するに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 所有者等は、給水装置に付帯する水道メーターにより計量された使用水量が、各子メーターにより計量された使用水量の合計量を超える場合は、その超えた使用水量の水道料金を管理者に支払うこと。
- (2) 水道料金は、原則として口座振替の方法により納入すること。

全部改正(昭和60年水管規程4号)

(所有者等の代理人)

第7条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貯水槽水道を利用する者のうちから代理人1人を選任し、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 所有者等が小田原市内に住所を有しないとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。
- 2 前項の代理人は、この規程に規定する所有者等の義務について所有者等と連帯してその責めに任ずるものとする。
- 3 管理者は、第1項の代理人を不相当と認める場合は、変更を命ずることができる。

(届出の義務)

第8条 所有者等又は代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 所有者等又は代理人に変更があつたとき。
- (2) 所有者等又は代理人が氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 貯水槽以下の給水設備の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。
- (4) 貯水槽以下の装置の用途を変更するとき。
- (5) 貯水槽以下の1の給水設備について料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。

(子メーターによる計量等の取りやめ)

第9条 管理者は、所有者等がこの規程に違反し、勧告してもなお義務の履行がなされる見込みのない場合は、子メーターによる計量等を取りやめることができる。

(子メーターによる計量等の取りやめの通知)

第10条 管理者は、前条の規定により子メーターによる計量等を取りやめた場合は、文書により所有者等に通知するものとする。

附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に高層建築物で受水槽以下の給水装置に係る戸別検針等について一般住宅と同様の取扱いをしている場合は、既設の水道メーターの耐用年数が経過する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年4月1日水管規程第4号)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に戸別検針及び戸別徴収の業務の委託を受け、その耐用年数が経過していない受水槽以下の給水装置に付帯する水道メーターについては、その耐用年数が経過する日が到来するまでの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年4月1日水管規程第2号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成 16 年4月1日水管規程第3号)

この規程は、公表の日から施行する。

9. 小田原市指定給水装置工事事業者規程(抜粋)

平成 10 年 3 月 30 日
水道局管理規程第 3 号

改正 平成 12 年 3 月 31 日水管規程第 4 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小田原市水道給水条例(平成 2 年小田原市条例第 24 号。以下「条例」という。)第 5 条第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、条例の例による。

第 2 章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 条例第 5 条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、小田原市指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第 2 号)

(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

(指定の基準)

第 4 条 事業管理者は、条例第 5 条第 1 項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに、第 10 条第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

- ウ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

一部改正(平成12年水管規程4号)

(指定給水装置工事事業者証)

第5条 事業管理者は、条例第5条第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、小田原市指定給水装置工事事業者証(様式第3号。以下この条において「事業者証」という。)を交付するものとする。

- 2 指定給水装置工事事業者は、事業者証を亡失し、又は損傷したときは、小田原市指定給水装置工事事業者証再交付申請書(様式第4号)を事業管理者に提出し、再交付を受けなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、次条第1項の規定により事業の廃止の届出をしたとき又は第7条の規定による指定の取消しを受けたときは、事業者証を事業管理者に返納しなければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者は、次条第1項の規定により事業の休止の届出をしたとき又は第8条の規定による指定の停止を受けたときは、事業者証を事業管理者に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に小田原市指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。
 - (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記簿の謄本
 - 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業

を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、小田原市指定給水装置工事業業者廃止・休止・再開届出書(様式第 6 号)を事業管理者に提出しなければならない。

一部改正(平成 12 年水管規程 4 号)

(指定の取消し)

第 7 条 事業管理者は、指定給水装置工事業業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 5 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条各号に適合しなくなったとき。
- (2) 第 10 条の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第 13 条各号に掲げる給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 第 17 条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) 第 18 条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (8) 不正の手段により条例第 5 条第 1 項の規定による指定を受けたとき。

(指定の停止)

第 8 条 事業管理者は、指定給水装置工事業業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事業業者に特段の事情があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、6 月を超えない期間を定め条例第 5 条第 1 項の規定による指定の効力を停止することができる。

(一般に周知させる措置)

第 9 条 事業管理者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

- (1) 条例第 5 条第 1 項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったとき。
- (3) 第 7 条の規定による指定の取消しをしたとき。
- (4) 前条の規定による指定の停止をしたとき。

第 3 章 給水装置工事主任技術者

(給水装置工事主任技術者の選任)

第 10 条 指定給水装置工事業業者は、事業所ごとに、次条各号に掲げる職務をさせるため、水道法第 25 条の 5 第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 前項の規定による選任は、条例第5条第1項の規定による指定を受けた日から2週間以内に行わなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。
- 5 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第7号)により事業管理者に届け出なければならない。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第11条 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、事業管理者との次に掲げる連絡又は調整

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 条例第6条に規定する工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事(軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡

- 2 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(構造及び材質の確認)

第12条 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に係る給水装置に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質が条例第6条の規定により事業管理者に指定されたときは、当該給水管及び給水用具が当該指定された構造及び材質であることの確認を行わなければならない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営の基準)

第13条 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない

い。

- (1) 給水装置工事(軽微な変更を除く。)ごとに、第10条第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務及び前条の確認を行う者を指名すること。
- (2) 条例第6条に規定する工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 条例第6条の規定により事業管理者が指示した工法、工期その他の工事上の条件に適合するように同条に規定する工事を施行すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 水道法施行令第4条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事(軽微な変更を除く。)ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の指名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計の審査)

第14条 指定給水装置工事事業者は、条例第5条第2項の審査を受けようとするときは、小田原市水道給水条例施行規程(平成3年小田原市水道局管理規程第4号)第2条に規定する給水装置工事施行承認願に設計図その他事業管理者が必要と認める書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

第15条 削除

削除(平成12年水管規程4号)

(給水装置工事の検査)

第16条 指定給水装置工事事業者は、条例第5条第2項に規定する給水装置工

事の検査(以下「給水装置工事の検査」という。)を受けようとするときは、給水装置工事完了後速やかに、給水装置工事検査申込書(様式第8号)を事業管理者に提出しなければならない。

- 2 事業管理者は、給水装置工事の検査の結果、給水装置工事に不備があると認めるときは、当該給水装置工事に係る指定給水装置工事事業者に対し、期間を指定して手直しを要求することができる。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前項の手直しを要求されたときは、同項に規定する指定期間内にこれを行い、改めて給水装置工事の検査を受けなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第17条 事業管理者は、給水装置工事の検査又は条例第30条の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置工事又は当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 事業管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(講習会)

第19条 事業管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上のために、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者その他給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施することができる。

(実施細目)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
(小田原市上水道給水装置工事公認業者規程の廃止)
- 2 小田原市上水道給水装置工事公認業者規程(平成元年小田原市水道局管理規程第4号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 小田原市水道給水条例の一部を改正する条例(平成9年小田原市条例第42号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定による届出は、旧小田原市上水道給水装置工事公認業者届出書(附則様式)を提出して行うものとする。この場合において、当該届出をする者は、旧規程第5条第1項の規定により交付された

小田原市上水道給水装置工事公認証及び表示板を事業管理者に返納しなければならない。

- 4 前項の届出書には、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。
- 5 事業管理者は、改正条例附則第2項の規定による届出があつたときは、速やかに、第5条第1項の指定給水装置工事事業者証を交付するものとする。
- 6 改正条例附則第2項の規定により条例第5条第1項の規定による指定を受けた業者とみなされた者についての第7条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号又は第3号から第8号まで」と、同条第1号中「第4条各号」とあるのは「第4条第2号又は第3号」とする。
- 7 改正条例附則第2項の規定により条例第5条第1項の規定による指定を受けた業者とみなされた者についての第13条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条第1号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧小田原市上水道給水装置工事公認業者規程(平成元年小田原市水道局管理規程第4号)第34条第2項の小田原市上水道給水装置工事責任技術者資格証明書の交付を受けた者(以下この条において「旧給水装置工事責任技術者」という。)」と、同条第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧給水装置工事責任技術者」とする。
- 8 旧規程第34条第2項の小田原市上水道給水装置工事責任技術者資格証明書の交付を受けた者のうち、水道法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者は、当該証明書を事業管理者に返納しなければならない。

附 則(平成12年3月31日水管規程第4号)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定による浪費を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者に関する小田原市指定給水装置工事事業者規程の適用については、なお従前の例による。

附則様式から様式第8号(第16条関係) 省略

10. 小田原市上水道配管工事規程

昭和 38 年 8 月 1 日
水道部管理規程第 4 号

改正 昭和 40 年 4 月 1 日水管規程第 4 号 昭和 63 年 3 月 31 日水管規程第 2 号
平成 4 年 10 月 21 日水管規程第 6 号 平成 5 年 3 月 31 日水管規程第 4 号
平成 7 年 8 月 1 日水管規程第 6 号 平成 10 年 3 月 30 日水管規程第 4 号

小田原市上水道配管工事規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、上水道の配管工事(以下「配管工事」という。)の施行及び配管工の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(配管工事の施行)

第 2 条 配管工事は、次の各号のいずれかに該当する者を雇用している業者でなければ施行することができない。ただし、水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)が適当と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 次条に規定する配管工
- (2) 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 第 1 項の表に規定する管工事施工管理の技術検定に合格した者
- (3) 職業能力開発促進法施行令(昭和 44 年政令第 258 号)別表第 1 に規定する配管の技能検定に合格した者

2 配管工事を施行する業者(以下この条において「施行業者」という。)は、配管工事に付随する給水装置工事については、小田原市水道給水条例(平成 2 年小田原市条例第 24 号)第 5 条第 1 項の規定により指定を受けた業者(以下この項において「指定給水装置工事事業者」という。)にこれを行わせなければならない。ただし、当該施行業者が指定給水装置工事事業者である場合において、当該施行業者が当該給水装置工事を行おうとするときは、この限りでない。

3 施行業者は、配管工事に着手する前に配管工等届出書(様式第 1 号)を事業管理者に提出しなければならない。

4 施行業者は、配管工事の施行期間中に、前項の規定により提出した配管工等届出書に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく配管工等変更届出書(様式第 2 号)を事業管理者に提出しなければならない。

全部改正(平成 7 年水管規程 6 号)、一部改正(平成 10 年水管規程 4 号)

(配管工)

第 3 条 配管工は、次に掲げる資格を有する者で事業管理者が認定したものとする。

- (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表に規定する水道施設工事業又は管工事業を営む営業所等に 3 年以上従事した経験を有し、かつ、事業管理者が指

定する講習を受講した者

(2) 前号に規定する者と同等以上の配管に関する技能と知識を有する者

第4条 削除

(配管工の認定)

第5条 第3条の規定による認定(以下「配管工の認定」という。)を受けようとする者は、小田原市上水道配管工資格認定申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて事業管理者に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 写真2枚(正面上半身、脱帽、縦 25 ミリメートル、横 25 ミリメートルのもので、3 月以内に撮影したもの)

(3) 第3条各号に掲げる資格を証明する書類(同条第1号の規定により事業管理者が指定する講習を受講した場合において、事業管理者が当該講習の受講を確認できるときにあっては、当該講習の受講を証明する書類を除く。)

2 事業管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、配管工の認定の適否を決定し、申請者にその結果を通知するものとする。

3 事業管理者は、配管工の認定をしたときは、申請者に小田原市上水道配管工資格証明書(様式第5号。以下「資格証明書」という。)を交付する。

(資格証明書の携帯)

第6条 配管工は、配管工事に従事するときは、資格証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、それを提示しなければならない。

第7条及び第8条 削除

(届出)

第9条 配管工は、資格証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに小田原市上水道配管工資格証明書記載事項変更届出書(様式第7号)に資格証明書を添えて事業管理者に届け出なければならない。

(資格証明書の再交付)

第10条 配管工は、資格証明書を亡失し、又はき損したときは、小田原市上水道配管工資格証明書再交付申請書(様式第8号)を事業管理者に提出し、再交付を受けなければならない。この場合においてき損に係る再交付の申請にあっては、き損した資格証明書を添えて、申請しなければならない。

(認定の取消)

第 11 条 配管工が、次の各号の一に該当するときは、配管工の認定を取り消すことができる。

- (1) 技能が低下し、職務が遂行できないと事業管理者が認めるとき。
 - (2) 不正工事を行ったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、配管工として事業管理者が不相当と認めるとき。
- 2 認定を取り消された者は、遅滞なく資格証明書を事業管理者に返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により配管工の認定を取り消された者は、取り消された日から2年間は第5条第1項の規定による申請をすることができない。

(配管工名簿)

第 12 条 事業管理者は、配管工名簿を備えておかなければならない。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(昭和 40 年 4 月 1 日水管規程第 4 号)

この規程は、公表の日から施行する。ただし、すでに技能者試験に合格し、資格を認定された者については、昭和 40 年 7 月 9 日までなお従前の例による。

附 則(昭和 63 年 3 月 31 日水管規程第 2 号抄)

- 1 この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 10 月 21 日水管規程第 6 号)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 5 年 3 月 31 日水管規程第 4 号)

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 7 年 8 月 1 日水管規程第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に技能者の資格の認定を受けていた者は、配管工の認定を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により配管工の認定を受けた者とみなされた者の配管工の認定の有効期間は、この規程の施行の際現に認定を受けていた技能者の資格の有効

期間満了時までとする。

- 4 改正前の第5条第1項の規定により交付された資格証明書は、改正後の第5条第3項の規定により交付された資格証明書とみなす。
- 5 改正前の第5条第1項の規定により交付された認定章の返還については、管理者が別に定める。

附 則(平成10年3月30日水管規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成10年4月1日前に改正前の第3条の規定による認定を受けた者に係る配管工の認定の有効期間は、なお従前の例による。
- 3 前項の者が、前項の有効期間内に小田原市上水道配管工資格届出書(附則様式)に改正後の第5条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添付して事業管理者に提出したときは、その者を改正後の第3条の規定による認定を受けた者とみなす。

様式第1号 (第2条関係)

配管工等届出書

年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

住 所
氏 名

次のとおり届け出ます。

工 事 名		
工 事 場 所		
小田原市上水道配管工事 規程第3条に規定する 配管工	住 所	
	氏 名	
	資格番号	
建設業法施行令に定め る管工事施工管理の検 定種目に合格した者	住 所	
	氏 名	
	資格番号	
職業能力開発促進法施 行令に定める配管の技 能検定に合格した者	住 所	
	氏 名	
	資格番号	

全部改正(平成7年水管規程6号)

様式第2号 (第2条関係)

配管工等変更届出書

年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

住 所

氏 名

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

工 事 名			
工 事 場 所			
		変 更 前	変 更 後
小田原市上水道配管工事 規程第3条に規定する 配管工	住 所		
	氏 名		
	資格番号		
建設業法施行令に定め る管工事施工管理の検 定種目に合格した者	住 所		
	氏 名		
	資格番号		
職業能力開発促進法施 行令に定める配管の技 能検定に合格した者	住 所		
	氏 名		
	資格番号		

全部改正(平成7年水管規程6号)

様式第3号 削除

削除(平成10年水管規程4号)

様式第4号 (第5条関係)

<p>小田原市上水道配管工資格認定申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>小田原市水道事業管理者 様</p>	
<p>住 所 申請者 氏 名</p>	
<p>次のとおり申請します。</p>	
氏 名	
生 年 月 日	
所 属 業 者 名	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">・住民票の写し・写真 2枚・認定資格を証明する書類

全部改正(平成7年水管規程6号)、一部改正(平成10年水管規程4号)

様式第5号 (第5条関係)

(表)

第 号	
<u>小田原市上水道配管工資格証明書</u>	
写 真	現 住 所
	氏 名
	生 年 月 日
年 月 日	
小田原市水道事業管理者 印	

(裏)

<p>1 この証明書は、工事施行の際、必ず携行すること。</p> <p>2 この証明書は、水道局職員の請求があったときは必ず提示すること。</p> <p>3 この証明書は、他人に貸与したり譲渡しないこと。</p>
--

全部改正(平成7年水管規程6号)、一部改正(平成10年水管規程4号)

様式第6号 削除

削除(平成10年水管規程4号)

様式第7号 (第9条関係)

小田原市上水道配管工資格証明書記載事項変更届出書

年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

住 所
申請者
氏 名

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

資 格 番 号			
変 更 事 項	氏 名	変 更 前	
		変 更 後	
	現 住 所	変 更 前	
		変 更 後	
添 付 書 類		・ 変更事項を証明する書類	

追加(平成7年水管規程6号)

様式第8号 (第10条関係)

<p><u>小田原市上水道配管工資格証明書再交付申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>小田原市水道事業管理者 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>次のとおり資格証明書の再交付を申請します。</p>	
資 格 番 号	
生 年 月 日	
資 格 有 効 期 限	
再 交 付 の 理 由	
添 付 書 類	・写真 2枚

追加(平成7年水管規程6号)

11. 小田原市水道法施行細則(抜粋)

平成25年 3 月29日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の施行に関し、

水道法施行令(昭和32年政令第336号)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事の確認申請)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)とする。

2 法第33条第5項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事適合確認書(様式第2号)により、適合しないと認めるとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布設工事不適合(不確認)通知書(様式第3号)により行うものとする。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項の変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届(様式第4号)により行うものとする。

(専用水道の給水開始の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始届(様式第5号)により行うものとする。

(水道技術管理者の設置等の報告)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を置いたときは、速やかに、専用水道技術管理者設置報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに、専用水道技術管理者変更報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(専用水道の水質検査の報告)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行ったときは、速やかに、当該水質検査の結果を市長に報告しなければならない。

(専用水道の業務の委託等の届出)

第7条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務を委託したときにおける届出は専用水道管理業務委託届(様式第8号)により、委託に係る契約が効力を失ったときにおける届出は専用水道管理業務委託契約失効届(様式第9号)により行うものとする。

(専用水道の廃止の届出)

第8条

専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに、専用水道廃止届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の設置の届出)

第9条 簡易専用水道を設置した者は、速やかに、簡易専用水道設置届(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道設置届記載事項の変更の届出)

第10条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項(次に掲げる事項に限る。)に変更があったときは、速やかに、簡易専用水道設置届記載事項変更届(様式第12号)により市長に届け出なければならない。

(1) 建築物の名称

(2) 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(3) 受水槽の形状及び位置

(簡易専用水道の廃止の届出)

第11条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに、簡易専用水道廃止届(様式第13号)により市長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式 省略

12. は削除(平成26年4月)

13. 小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成 24 年 12 月 17 日

条例第 25 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水道 水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する水道をいう。

(2) 小規模水道 法第3条第2項に規定する水道事業(次号において「水道事業」という。)の用に供する水道及び同条第6項に規定する専用水道(次号において「専用水道」という。)以外の水道であって、地下水又は表流水を水源として居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。

(3) 小規模受水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽(以下「受水槽」という。)を有するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

(4) 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該小規模水道の設置者の管理に属するものをいう。

(5) 布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

(6) 設置者 小規模水道又は小規模受水槽水道(以下「小規模水道等」という。)の所有者又は所有者以外の者で当該小規模水道等の管理に関する権原を有するものをいう。

第2章 小規模水道

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、濾ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするときは、申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 水源の種別及び取水地点
- (2) 原水の水質試験結果
- (3) 小規模水道施設の概要
- (4) 浄水方法

3 市長は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、

適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

- 4 前項の規定による通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の水質検査及び届出)

第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了した場合において、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を証明する書類を添えて、市長に給水を開始する旨を届け出なければならない。

- 2 小規模水道の設置者は、前項の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(変更等の届出)

第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書並びに工事の概要書その他規則で定める書類及び図面に記載した事項に変更があったとき、又は当該小規模水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水について、1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより、定期の水質検査を行わなければならない。

- 2 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

- 3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 小規模水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより、塩素消毒を行うこと。

と。

(給水の緊急停止等)

第 11 条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 前項の規定により給水を停止したときは、小規模水道の設置者は、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

第3章 小規模受水槽水道

(給水開始の届出)

第 12 条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第 13 条 小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又は当該小規模受水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理基準等)

第 14 条 小規模受水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、当該小規模受水槽水道を管理しなければならない。

(1) 受水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために受水槽の点検その他必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が8立方メートル以下である場合は、この限りでない。

3 小規模受水槽水道の設置者は、前項の検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、当該検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

第4章 監督

(改善の指示等)

第 15 条 市長は、小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模水道施設を改善すべき旨を指示することができる。

- 2 市長は、小規模水道の設置者が第7条第1項の水質検査を実施しないで給水を開始したときは、期限を定めて、市長の指定する者の水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。
- 3 市長は、小規模水道の設置者が第9条第1項又は第2項に規定する水質検査を実施しないときは、期限を定めて、市長の指定する者の水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。
- 4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置を採るべき旨を指示することができる。
- 5 市長は、小規模受水槽水道の管理が前条第1項の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模受水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。
- 6 市長は、小規模受水槽水道の設置者が前条第2項に規定する市長の指定する者の検査を受けないで当該小規模受水槽水道を使用していると認めるときは、期限を定めて、その検査を受けるべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第 16 条 市長は、小規模水道等の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第 17 条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員に小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

- 2 市長は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者に対し、小規模受水槽水道の管理

について必要な報告を求め、又は当該職員に小規模受水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

- 3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(地位の承継の届出)

第18条 相続、合併、譲渡その他の事由により、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第20条 第11条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けずに布設工事に着手した者
- (2) 第15条第2項、第3項又は第6項の規定による命令に違反した者
- (3) 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

第22条 第17条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年神奈川県条例第7号。以下この項及び次項において「県条例」という。)の規定によりされた確認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に県条例の規定によりされている確認の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)は、この条例の相当規定によりされた処分

等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前に県条例の規定により神奈川県知事に対し報告をしなければならない事項で、この条例の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、この条例の相当規定により市長に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

14 . 小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（抜粋）

平成25年 3 月29日
規則第24号

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年小田原市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（小規模水道施設の増設又は改造の工事）

第2条 条例第2条第5号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げるものとする。

(1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈殿池、濾過池、浄水池又は配水池の増設又は大規模な改造に係る工事

（小規模水道の水質基準）

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

（小規模水道の布設工事の確認）

第4条 条例第6条第1項の申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類

(2) 配水系統図

(3) 取水施設及び浄水施設の構造図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第6条第3項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは小規模水道布設工事適合確認書（様式第2号）により、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合（不確認）通知書（様式第3号）により行うものとする。

（小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出）

第5条 条例第7条第1項の水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第3条に規定する水質基準(以下「水質基準」という。)に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。

2 条例第7条第1項の規定による届出は、小規模水道給水開始届(様式第4号)により行わなければならない。

(小規模水道の変更等の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、様式第5号により行わなければならない。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

第7条 条例第9条第1項の定期の水質検査は、小規模水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の1の項、2の項、10の項、37の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

2 条例第9条第2項の規定により行う臨時の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届(様式第6号)により行わなければならない。

(給水する水の塩素消毒)

第8条 条例第10条第3号の塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき1.5ミリグラム)以上でなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第9条 条例第11条第2項の規定による報告は、小規模水道施設給水緊急停止報告書(様式第7号)により行わなければならない。

(小規模受水槽水道の給水開始の届出)

第10条 条例第12条の規定による届出は、小規模受水槽水道給水開始届(様式第8号)により行わなければならない。

(小規模受水槽水道の変更等の届出)

第11条 条例第13条の規定による届出は、様式第5号により行わなければならない。

(小規模受水槽水道の水質検査)

第12条 条例第14条第1項第3号の水質検査は、小規模受水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

(小規模受水槽水道の管理に関する検査)

第13条 条例第14条第2項の検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

- (1) 受水槽及び高置水槽周囲の状態
- (2) 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態
(身分証明書)

第14条 条例第17条第3項の身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証(様式第9号)とする。

(地位の承継の届出)

第15条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届(様式第10号)により行わなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式 省略

15. 小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(平成 24 年 3 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小田原市指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年小田原市水道局管理規程第 3 号。以下「規程」という。）第 7 条各号に該当する行為及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 5 第 3 項の違反（以下「違反行為」という。）に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第 2 条 給水課長（以下「課長」という。）は、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者（以下「指定業者等」という。）が違反行為を行った疑いがあるときは、事実関係の調査を行う。

2 課長は、前項の調査に基づき、指定業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定業者等に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、必要に応じて、てん末書の提出を求めるものとする。

3 課長は、違反行為報告書（様式第 1 号）を作成し、前項の規定により提出されたてん末書を添えて水道局長に報告する。

4 水道局長は、違反行為の認定、予定される措置及び第 6 条の小田原市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）開催の要否について、意見を付して水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

(違反行為に対する措置)

第 3 条 管理者は、指定給水装置工事事業者に違反行為があったと認められるときは、別表に定める処分基準に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 規程第 7 条の規定による指定の取消しの処分
- (2) 規程第 8 条の規定による指定の効力の停止の処分
- (3) 文書警告
- (4) 文書注意

2 管理者は、給水装置工事主任技術者に水道法第 25 条の 5 第 3 項に規定する給水装置工事主任技術者免状の返納命令に該当する違反があったと認められるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第 4 条 管理者は、違反行為の内容が前条第 1 項第 1 号又は第 2 号の処分に相当すると認めると

きは、当該処分の名あて人になるべき者について、意見陳述のための聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続きを行うものとする。

(審査委員会の開催)

第5条 管理者は、第2条第4項の報告又は前条の聴聞及び弁明を受け、必要があると判断したときは、審査委員会に審査を求めるものとする。

(審査委員会の設置)

第6条 管理者は第3条の審査に関し公正の確保と透明性を図るため審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は水道局長の職にある者をもって充てる

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 水道局副局長

(2) 水道局営業課長

(3) 水道局給水課長

(4) 水道局工務課長

(5) 水道局水質管理課長

(6) 水道技術管理者

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、水道局副局長がその職務を代理する。

7 委員長は、事情を聴取し、又は意見を聞くため、必要があると認めるときは、関係職員、指定給水装置工事事業者その他関係者の委員会への出席を求めることができる。

8 審査委員会は、管理者による審査の要求を受けて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

9 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 委員会の庶務は、水道局給水課において処理する。

(処分等の通知)

第7条 管理者は、第3条第1項第1号又は第2号の処分を決定したときは、規程第9条の規定に基づき告示するとともに、処分決定通知書(様式第2号)により速やかに当該指定事業者に通知する。

2 管理者は、第3条第1項第3号又は第4号の指導を決定したときは、行政指導通知書(様式3号)により、その旨を当該指定事業者に通知する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

違反項目	根拠条項	関係条項		違反行為の内容	処分等
		水道法	水道法施行規則		
指定要件違反	水道法第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第1号	第21条	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し
		第25条の3第1項第2号	第20条	規程第4条第2号に規定する機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し
		第25条の3第1項第3号イ		成年被後見人若しくは被保佐人又は破産の宣告を受けたとき。	指定の取消し
		第25条の3第1項第3号ロ		水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第25条の3第1項第3号ハ		指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものであることが判明したとき。	指定の取消し
				無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定停止6月 ただし、再犯（2年）や悪質と判断されるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取消す。

				道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止 6 月
				施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止 3 月
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ニ		施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止 6 月
				研修の機会を確保しなかったとき。	文書注意
				文書注意に従わないとき。	文書警告
				文書警告に従わないとき。	指定停止 3 月
				その他の違反行為（主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	指定停止 6 月
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	水道法第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項	第 21 条第 1 項又は第 2 項	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し
				給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止 3 月
届出義務違反	水道法第 25 条の 11 第 1	第 25 条の 7	第 34 条	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は偽造の届出をしたとき。	指定の取消し

	項第3号		第35条	休止届、廃止届及び再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
事業の運営 基準違反	水道法第 25条の 11第1 項第4号	第25条 の8	第36条 第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	工事申込みの際に施行承認願に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。
			第36条 第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業が行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定停止1月
			第36条 第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止6月
			第36条 第5号イ	水道法施行令第5条の規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6月

			第36条 第5号ロ	給水管及び給水用具の 切断、加工、接合等に 適さない機械器具を使 用したとき。	指定停止3月
			第36条 第6号	指名した給水装置工事 主任技術者に、施行し た給水装置工事ごとに 工事記録を作成しなか ったとき又は当該記録 を作成の日から3年間 保存しなかったとき。	指定停止3月
工事施行に 関する義務 違反	水道法第 25条の 11第1 項第5号	第25条 の9		給水装置の検査の際、 管理者の求めに対し、 正当な理由なく給水装 置工事主任技術者を検 査に立ち合わせない時 き。	指定停止3月
	水道法第 25条の 11第1 項第6号	第25条 の10		給水装置工事に関する 報告又は資料の提出の 求めに対し、正当な理 由なくこれに応じず、 又は虚偽の報告若しく は資料の提出をした時 き。	指定停止3月
	水道法第 25条の 11第1 項第7号			施行した給水装置工事 が水道施設の機能に障 害を与え、又は与える おそれ大きいとき。	指定停止6月
不正申請	水道法第 25条の 11第1 項第8号	第16条 の2第1 項第25 条の2	第18条 及び第1 9条	不正の手段により指定 給水装置工事事業者と して指定を受けた時 き。	指定の取消し

様式第1号（第2条関係）

違反行為報告書

給水装置工事施行場所	小田原市	
指定給水装置 工事事業者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	指定番号 第 号 電話
	主任技術者	免許番号 氏名
給水装置工事申込者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	
	電話番号	
工事の種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 無届工事	
違反行為施行期間	年 月 日から 年 月 日	
発見状況	発見年月日	年 月 日（ ） 時頃
	発見者	
違反行為の経過 ・理由		
現地調査（違反行為の 写真添付）	調査日	年 月 日 時 分～ 時 分
	担当職員	
	是正・指示内容	
	是正後の状況	
その他報告を要すると 認められる事項		
措置の内容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し <input type="checkbox"/> 指定の停止 <input type="checkbox"/> 行政指導（警告・注意） <input type="checkbox"/> 主任技術者免状返納命令報告書を厚生労働省に提出	

備考1 指定業者等から提出されたてん末書を添付すること。

2 簡易報告書として使用する場合は、記入できる範囲で可とする。

様式第2号（第7条関係）

処 分 決 定 通 知 書	
番 号 年 月 日	
氏名又は名称 住所 代表者氏名	様
小田原市水道事業管理者 小田原市長 印	
小田原市指定給水装置工事事業者の処分について、小田原市指定給水装置工事事業者規程第7条・第8条の規定により、次のとおり決定したので、小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条第1項の規定により通知します。	
指定番号	
決定区分	1 小田原市指定給水装置工事事業者規程第7条の規定による指定の取消し 2 小田原市指定給水装置工事事業者規程第8条の規定による指定の効力の停止 年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
備 考	

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に小田原市水道事業管理者に対して異議申立てをすることができます。

15 - 1 . 自費施工による配水管等整備事業事務取扱要綱

(平成16年4月1日)

自費施工による配水管等整備事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置工事をしようとする者(以下「事業者」という。)が、小田原市水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)との合意に基づき、自らの費用負担で配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)を整備することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管等工事 口径が50ミリメートル以上の配水管その他の水道施設を整備する工事
- (2) 公道 国又は地方公共団体が管理している道路
- (3) 私道 公道以外の道路で私人が管理している道路

(対象事業等)

第3条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する配水管工事を自ら施行することができる。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為に伴い必要となる配水管工事
 - (2) 配水管等が設置されていない場所又は既に設置されている配水管等がその能力の限界に達している場所において配水管等工事で事業管理者がその場所の周辺の将来の水の需要等を考慮して必要と認められるもの
- 2 前項の規定により事業者が行う配水管等工事は、事業管理者が別に定める基準により市がその費用の一部を負担する場合を除き、事業者がその費用の全部を負担しなければならない。
- 3 事業者が設置した配水管等は、事業管理者に無償で譲渡しなければならない。

(工事の基準等)

第4条 事業者が配水管工事により設置する配水管等は、当該配水管等の維持管理に支障がない程度の幅員を有する公道、公道予定地又は私道に設置しなければならない

2 事業者は、私道において配水管等工事を施行するときは、次に掲げる事項について当該私道の所有者その他の権利者の承諾を得なければならない。

- (1) 設置される配水管等が存続する間、その維持のために当該私道を無償使用すること。
- (2) 設置される配水管等に係る漏水修理工事、給水管取出し工事等を施行するため、事業管理者又は小田原市指定給水装置工事事業者が無条件で使用すること。

3 配水管等工事の施工範囲は、当該配水管等工事に係る給水区域内及び当該給水区域に給水するための既設配水管等の分岐点から当該給水区域の連絡点までとする。

4 配水管等工事は、事業者が選定する小田原市指定給水装置工事事業者（以下「施工者」という。）が施工するものとする。

（工事の申請）

第5条 配水管等工事を自ら施工しようとする事業者は、配水管等工事申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に申請しなければならない。

(1) 位置図

(2) 公図写

(3) 工事施工図面

(4) 前3号に定めるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの

2 事業管理者は、配水管設計・施工基準及び水道工事標準仕様書等に基づき、前項の申請書等を審査し、事業者が整備しようとする配水管等の構造、規模、材質、配置等（以下「構造等」という。）について、必要な指示をするものとする。

（協定の締結）

第6条 事業管理者は、前条第1項の規定による申請をした事業者と配水管等工事協定書（様式第2号）により、協定を締結するものとする。この場合において、当該事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を協定書に添付するものとする。

(1) 第4条第2項に該当する場合土地使用承諾書(様式第3号)

(2) 前条第1項の申請に係る配水管等工事により、既設給水管が統合される場合既設給水管の統合承諾書（様式第4号）

(3) 一つの配水管工事において事業者が2名以上となる場合は、代表者を1名選定し、当該代表者への配水管工事協定締結を委任する旨の委任状（様式第5号）

2 事業者は、前項の協定を締結した後でなければ、工事に着手できない。ただし、事業管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

（工事の中止）

第7条 事業管理者は、前条第1項の協定を締結してから相当の日数が経過した後においても事業者が自らの都合により当該協定に係る配水管等工事を完了することができないときは、事業者と協議の上、協定の一部又は全部を解除し、工事を中止させることができる。

（工事完了の検査）

第8条 事業者は、第6条第1項の協定に係る配水管等工事を完了したときは、速やかに事業管理者にその旨を報告しなければならない。

2 事業管理者は、前項の規定による報告があったときは、事業者立ち会いのもと、工事完了の検査を行わなければならない。

3 事業管理者は、前項の検査により、手直し等を要すると判断したときは、速やかに

補修を行わせるものとし、再度検査を実施するものとする。

(配水管等の譲渡)

第9条 事業者は、前条の検査完了後、速やかに水道施設譲渡届(様式第5号)を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。